

会社員を続けながらの 起業における注意点

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒170-0013
豊島区東池袋 1-33-3 池袋ティールイツ 508
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175
e-mail : jun_asai@asai-office.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。行政書士の浅井です。

もうすぐ年末ですね！この時期はクリスマスがあり、そしてそのあとは年末、お正月とイベントがたくさんありますね。また忘年会などで普段会えない方にも久しぶりに会えたりと、楽しい行事も多いので、この時期が好きという方も多いのではないのでしょうか？そして新しい年を迎えるにあたり、新しい事にチャレンジしようと考えている方も多いかと思います。

なかには会社員をされながらも、自分で会社をつかって、週末だけ起業をするというの、最近の流行のようです。

しかし、この場合、いわゆる兼業となりますので、注意しないといけないこともございます。

そこで今回は、その注意点についてお伝えしたいと思います。

会社員を続けながらの起業における注意点

1. 就業規則を確認しましょう

会社員のままの起業は制度的には問題ありませんが、会社の規程に違反していないか注意が必要です。

法人設立をご検討されている方より、よく頂く質問の中で、「会社員を続けながらの起業は何か問題ありますか？」との相談があります。

回答としては、「法的、制度的には問題ありませんが、会社の就業規則などの規程において、副業を禁止している場合には、会社との間で問題となる場合があります」とお伝えしております。

制度的に複数の会社の社員になったり、役員になったりすることに制約はありません。

しかし、多くの会社において「許可なくほかの会社と雇用契約を結ぶことを禁ずる」旨の定めが就業規則などがございます。

これは、複数の会社に勤めると、自分の会社の業務に支障が出るとか、協業他社や利益相反するような会社に勤めることを防ぐための規程です。

したがってこのような規程のある会社では、会社設立前に事前に会社の方と話し合っておく必要があります。

ところで、兼業していてもわからないのでは？と思う方もいるかと思いますが、しかし、以下の理由で会社に起業していることがわかる可能性があります。

2. 住民税の特別徴収制度

これは、給与を支払う会社が社員の給料から住民税を天引きして、代わりに市や県に納付している制度です。

この住民税の特別徴収は、皆さんが住んでいる市町村から会社に、毎年5月か6月ごろ、特別徴収税額の通知書として毎年通知されています。

この通知書には、その会社に勤めている方の所得が全て記載されております。

よって、自分でつくった会社の売上等が、ご自身で確定申告した分も合算された金額で通知書に記載され、会社に届くため、別の会社からも収入を得ているということがわかってしまうのです。

そのため、他の会社に勤めたり、またご自分の会社をつかって、その後も継続して兼業されるような場合には、まずお勤めされている会社に御相談されることをお勧めします。

最後に

早いもので、今年最後のレポートとなりました。

このような拙い文章を辛抱強く読んで頂き、大変嬉しく思っております。

一年間のご愛読、本当にありがとうございました。
みなさま、よいお年を！

以上